

使用済自動車等の解体業変更届の手引き

はじめに

この届出書は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る解体業の変更届出書です。

なお、次に掲げる場合には、この届出の前に「事前計画書」を提出し、事前協議を行う必要がありますので、1の担当部局に御相談ください。(事前協議が不要な場合もあります。)

- (1) 解体事業所の所在地を変更する場合
- (2) 事業の用に供する施設を変更する場合
- (3) 解体事業所以外の積替保管場所を変更する場合

1 届出受付場所

事業所を管轄区域とする担当部局とし、複数の事業所があり事業所を管轄する担当部局が複数あるときは、事業所を管轄するいずれかの担当部局で届出を行ってください。

担当部局名	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局 地域政策部 環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	086- 233-9805	玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町
備中県民局 地域政策部 環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086- 434-7007	笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町
美作県民局 地域政策部 環境課	〒708-8506 津山市山下53	0868- 23-1243	津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西栗倉村 久米南町 美咲町

2 届出方法等

(1) 届出方法

届出書の提出にあたっては、可能な限り御来庁ください。

(2) 届出受付時間

平日の午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで

(3) 提出部数

届出書は、事業所を管轄する県民局の数（**正本1部＋副本必要部数**）提出していただきますが、各届出者においても副本を保管しておくようお願いいたします。

(4) 手数料

不要です。

3 届出書類のチェック

届出書類に不備のないよう、提出前に別添チェックリストを活用して十分ご確認ください。

4 登記されていないことの証明書について

登記されていないことの証明書とは、「後見登記等に関する法律第10条第1項」に規定する登記事項証明書で、「成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書」のことです。

次のいずれかの方法で取得してください。

(1) 窓口申請の場合

全国の法務局・地方法務局の本局戸籍窓口で申請できます。

岡山地方法務局 岡山市北区南方1-3-58 電話 086-224-5656

(2) 郵送申請の場合

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局 民事行政部 後見登録課
電話 03-5213-1234 (代表)、03-5213-1360 (ダイヤルイン)
ホームページ http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

ご不明な点は、東京法務局又は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせいただくか、次のホームページを参照してください。

(法務省の申請手続のページ) <https://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html>

5 その他

届出に対する受理書の交付はしておりません。

<チェックリスト>

届 出 書		
解体業変更届出書	ダウンロード書類	1 ページ <input type="checkbox"/>
添 付 書 類 (1)		
誓約書	ダウンロード書類	2 ページ <input type="checkbox"/>
その他、知事が必要と認めるもの		<input type="checkbox"/>
添 付 書 類 (2)		
1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更する場合	
	法人	定款又は寄付行為の写し <input type="checkbox"/>
		法人（商業）登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書） 【* ^(注1) 】 法務局 <input type="checkbox"/>
	個人	住民票（本籍地（外国人にあっては国籍等）の記載があるもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの） 【* ^(注1) 】 市町村役場 <input type="checkbox"/>
2	役員 ^(注2) 、株主又は出資者（個人が5%以上出資等している場合）、令第5条に規定する使用人又は法定代理人を変更 ^(注3) する場合	
	役員等の変更に係る新旧対照表 ダウンロード書類 3 ページ <input type="checkbox"/>	
	変更に係る者の住民票（本籍地（外国人にあっては国籍等）の記載があるもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの） 【* ^(注1) 】 市町村役場 <input type="checkbox"/>	
	変更に係る者の登記されていないことの証明書（成年被後見人及び被保佐人に該当しないこと） 【* ^(注1) 】 法務局 <input type="checkbox"/> ※証明書を提出できない場合は、事前に窓口へ相談してください。	
	法人	法人（商業）登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書） 【* ^(注1) 】 法務局 <input type="checkbox"/>
5%以上出資等している法人の変更の場合、当該法人の法人（商業）登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書） <input type="checkbox"/>		
3	標準作業書を変更する場合	
	標準作業書	<input type="checkbox"/>

注1) 【*】を付した証明書類については、この記号の右側に記載している役所で取得し、発行日から3か月以内のものを添付してください。（3か月以上経過したものは不可）
また、原本の返却を希望する場合には、原本とその写しを提出し、担当部局へその旨を伝えてください。（写しのみの提出は不可）

注2) 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役間はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

注3) 役員の役職のみを変更する場合は届出不要です。